

福井県  
新型コロナウイルス感染症  
総合対策

Ver.42

令和5年3月13日

福井県

## I 感染拡大の防止

### 1 県民への呼びかけ

#### (1) 「県民行動指針」の徹底

- ・ 「県民行動指針」(令和5年3月13日改定)に基づき、県民一人ひとりが自覚を持って感染防止対策を徹底するよう注意喚起を行う。

[別紙1「県民行動指針 Ver. 42」参照]

#### ① 換気や手洗いの徹底、「3密」対策

- ・ こまめに換気(毎時2回以上、1回あたり数分間全開に)
- ・ 人との間隔を取る(最低1m)
- ・ 帰宅後、食事前には手洗いを徹底。「目」、「鼻の穴」、「口」は安易に触らないように注意
- ・ マスクの着脱は、屋内・屋外を問わず個人が感染リスクを踏まえ判断
- ・ マスクの着脱についての個人の判断を尊重し、着脱を強いることがないよう配慮
- ・ 重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、施設や事業者からマスクの着用を求められた場合などは協力  
(例)・医療機関を受診するとき
  - ・ 医療機関や高齢者施設を訪問するとき
  - ・ 混雑した電車やバスに乗車するとき
  - ・ 店舗など施設の利用やイベントに参加するとき
- ・ 周囲へ感染を広げないため、症状のある方などは外出を控え、通院等でやむを得ず外出する場合は人混みを避け、マスクを着用
- ・ 「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」という3つの条件(三つの密)を回避

#### ② 体調管理の徹底

- ・ 検温等、家族全員が体調管理を心がけ、体調不良の場合は出勤・登校を控える。
- ・ 発熱等の症状がある場合は、迷わず医療機関または新型コロナ総合相談センター(0570-051-280)へ相談
- ・ 体調不良の同居家族がいる場合のほか、学校や会社等、身近で感染が確認された場合には、無料検査を活用

#### ③ 会食時の感染対策の徹底

- ・ 会食をする場合は、「ふくい安全・安心認証店」を利用
- ・ テーブル間の移動やコップの使い回し等は避け、短時間・換気・手指消毒など感染対策を徹底

④ 飲食以外で店舗を利用する場合は、「感染防止徹底宣言」ステッカーが掲示されていない店舗の利用を控える

- ・ 飲食店における感染防止対策を徹底するため、現地確認を実施し、第三者認証を行う。
- ・ 人権・個人情報保護の徹底を呼びかける。

## 2 事業者への要請

### (1) 事業実施の際の感染防止対策

- ・ 業界団体や県が示す対策例（ガイドライン）を遵守し、「感染防止徹底宣言」ステッカーの掲示によって利用者向けに宣言するよう依頼する。
- ・ 職場における感染防止対策を徹底し、在宅勤務（テレワーク）やシフト制の導入など働き方の見直しや、体調不良の人や小学校の臨時休校等に伴い子どもの世話をしなければならない保護者等が気兼ねなく休める職場の雰囲気作りを引き続き実施するよう依頼する。
- ・ 飲食の場での感染防止対策の徹底を推進するため、飲食店に対して感染防止対策の現地確認、第三者認証を受けるよう要請する。

### (2) イベント等開催の際の感染防止対策

- ・ 感染状況に応じて、イベントの開催制限を主催者等に要請する。

【R5. 1. 27 から適用】

	安全計画策定 (※1)	その他 (安全計画を策定しないイベント)
人数上限	収容定員まで (※2)	5,000 人または収容定員 50% のいずれか大きい方

※1 参加人数が 5,000 人超のイベントに適用

※2 緊急事態措置区域またはまん延防止等重点措置区域に指定された場合は、別途人数上限を設定

- ・ イベントの開催にあたり、以下の感染防止策が講じるよう主催者に周知・依頼する。

#### 1. イベント参加者の感染対策

##### (1) 感染経路に応じた感染対策

- ① 飛沫感染対策（イベント参加者間の適切な距離の確保 等）
- ② エアロゾル感染対策（機械換気による常時換気 等）
- ③ 接触感染対策（こまめな手洗・手指消毒の徹底 等）

##### (2) その他の感染対策

- ④ 飲食時の感染対策
- ⑤ イベント前の感染対策（発熱等症状者の参加自粛呼びかけ 等）

#### 2. 出演者やスタッフの感染対策

① 出演者やスタッフの感染対策(日常から行う体調管理 等)

- ・ 参加者が1,000人を超えるイベントの開催にあたっては、主催者もしくは当該イベントを開催する施設管理者から県に感染対策について事前に相談を行う。  
※都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成・ホームページ等公表し、イベント終了後1年間保管  
※イベント開催時に問題が発生した場合は、イベント結果報告資料を提出(安全計画策定のイベントの場合は原則提出)。

### 3 学校等における感染防止

#### (1) 保育所、幼稚園、こども園、放課後等デイサービス

- ・ 市町の利用自粛要請に基づき、私立保育所等が登園自粛や臨時休園による保育料の減免をした場合、その費用を支援する(令和5年3月31日まで)。
- ・ 園内の感染防止対策(手洗い、換気、共有物の消毒、健康観察等)を徹底する。
- ・ 感染者や濃厚接触者が発生した場合に、職員が感染対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくための必要な経費を支援する。
- ・ マスク、ガウン、手袋、フェイスシールド等の個人用防護具を各市町に配布し、保育所等で感染が発生した場合や防護具が不足した場合速やかに提供する。

#### (2) 小・中・高等学校

- ・ 学校内の感染防止対策(換気、マスク着用、机の間隔を空ける、手洗い、健康観察等)を徹底する。
- ・ 家庭内での感染防止対策を行うよう注意喚起する。
- ・ 体育の授業や運動部活動の活動中、登下校の際、児童生徒に対しマスクを外すよう指導する。
- ・ 特別支援学校の登下校は、密を避けるためスクールバスの増便や大型化を図る。
- ・ 臨時休業等に備え、円滑にオンライン学習を実施できる環境を整備する。
- ・ 中高生の心のケアを図るため、SNS等を通じた相談窓口を開設する。
- ・ 生徒等の感染が判明した際には、臨時休業等について適切に対応する。
- ・ 「学校等欠席者・感染症情報システム」の有効活用を図る。
- ・ 放課後児童クラブにおける感染防止対策にかかる経費を支援する。

### (3) 大学等

- ・ 感染防止対策の徹底を図るとともに、学習機会の確保のため、福井県立大学では、原則として対面授業を実施し、感染状況に応じて対面授業と遠隔授業の切り替えを行う。他の高等教育機関にも同様の実施を呼びかける。

## 4 福祉施設における感染防止対策の徹底

- ・ 地域の保健所や感染管理認定看護師、各市町と共同で、重症化しやすい方が利用する特別養護老人ホーム（110施設）や介護老人保健施設（36施設）、障がい者支援施設（26施設）、児童福祉施設（13施設（保育園除く、障害児入所施設5施設含む））等に対し、感染防止の取組状況の確認・指導を行う。
- ・ 高齢者施設で感染症が発生した事例を通じ、実際に施設内で感染症が発生した際にどのように対応するか、日常からどのような対策や準備が必要かを学ぶ研修（講義）を実施し、WEB上でも研修の動画を公開する。
- ・ 感染者等に対応した職員や他施設からの応援職員に対する手当や宿泊料の支給を支援し、継続して福祉サービスを提供できる体制を整備する。
- ・ 介護ロボットの導入を支援することにより、利用者への接触時間の削減や施設の衛生管理・利用者の体調管理にあたる時間の確保を図る。
- ・ 高齢者、障がい者児童が入所する社会福祉施設での感染発生に伴う職員不足の際に、事業者団体と協力して他の施設から応援職員を派遣する体制を整える。
- ・ 本県独自に「社会福祉施設感染症対策チーム」を創設し、施設内で感染症が発生した場合の対応および施設の機能を維持していくためのマネジメントに長けた人材を養成し、クラスター発生施設での初動時に施設をバックアップできる体制を整備する。
- ・ 集団感染時の介護ケア等について、社会福祉施設感染症対策チーム員がオンラインで助言できる体制を整備する。
- ・ 過去の感染事例を踏まえた、「介護施設・事業所向け感染対策チェックシート」を施設での定期的な感染対策のチェックに活用し、感染対策の徹底を図る。
- ・ 本県独自の位置付けとして、各高齢者施設において介護リーダーや看護リーダーの中から選定した「感染対策リーダー」を、施設の現場レベルでの感染対策全体を指導できる人材として育成する。
- ・ 保健所等が高齢者施設内や在宅での診療等を必要と判断した場合、往診を行う医療機関や訪問看護を行う訪問看護事業所に対して、県において協力を交付する。

## 5 医療機関における感染防止対策の徹底

- ・ 医療機関における院内感染防止等について、県内における感染事例も踏まえ、徹底した感染防止対策について繰り返し周知する。
- ・ 感染対策の知見を有する医師や看護師等で構成する「福井感染制御ネットワーク」が感染症指定医療機関等を訪問し、現場の状況を踏まえ、感染防止対策について指導・助言を行う。
- ・ フェイスシールド等の衛生用品の購入など感染拡大防止に必要な経費を支援する。

## 6 県庁、県有施設における取組み

### (1) 県有施設の休館等

- ・ 県有施設については、感染防止対策を講じた上で開館する。
- ・ 感染状況に応じ、閉館措置を講じる。

### (2) 県主催のイベント・行事の開催

- ・ 開催する場合は、事業者と同様の制限（P 2 掲載の表のとおり）を行い、人と人との適切な距離を確保するほか、必要な感染防止策を講じる。

### (3) 県広報の強化

#### ○ 相談窓口等の設置〔別紙 2〕

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する県民からの相談への体制を強化するため、各種相談窓口および新型コロナ専用ダイヤルを設置する。
- ・ 一般県民や感染者等を対象とした電話相談を実施し、県民の心のケアを行う。
- ・ 外出自粛等の影響により、子どもの見守りや、児童虐待・DV相談機会が減少することを防ぐため、児童福祉等に関する相談・支援を実施する。
- ・ 県人権センターにおいて、誹謗（ひぼう）中傷などの人権侵害に関する相談に応じるほか、必要に応じて無料弁護士相談を実施する。
- ・ SNS などでの誹謗中傷に対応するため、AI を活用したインターネットモニタリングを行い、誹謗中傷を受けた被害者からの求めに応じ情報提供を行う。サイト管理者等への削除要請を支援する。

#### ○ 県民向け

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、県民に感染対策の徹底を周知するため、様々な広報媒体を活用した情報発信を行う。
- ・ 新型コロナウイルスに係るオープンデータを公開し、これを活用した民間の独自サイトを通じて情報発信を強化する。

○ 在住外国人向け

- ・ 「県民行動指針」のやさしい日本語版、中国語版、英語版、ポルトガル語版、ベトナム語版を作成し、県ホームページ等に掲載する。

(4) 県庁のデジタル化推進

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けたデジタル活用やアフターコロナの「新しい生活様式」に対応できるよう、県庁のさらなるデジタル化を推進する。

## 7 生活応援

(1) 就職支援

- ・ WEB上での合同企業説明会を開催する。
- ・ 企業PR動画の掲載やWEB上での企業と学生のコミュニケーションが可能な情報サイト「291JOBS」を活用し、学生の就職活動を支援する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方や、民間企業等の内定を取り消された方を支援するため、県の臨時職員として直接雇用する。
- ・ 雇用のミスマッチ解消を進めるため、ミニ企業説明会を開催し、担い手不足が深刻な業種に就職する求職者を支援する。
- ・ 安定的な職業訓練機会を提供するため、産業技術専門学院においてオンラインによる職業訓練を受講できる環境を整備する。

(2) 医療従事者等への支援

- ・ “助け合おう！ふくい”「心をひとつに ふくい応援基金」への寄付を県民等に呼びかける。集まった寄付金は、医療従事者等の勤務環境の改善や感染症対策の充実等に活用する。

(3) 県内大学生への支援

- ・ 学生や保護者の収入が減少するなど経済的に困窮している学生を支援するため、県や大学・企業において積極的にアルバイトを雇用する。

(4) 県内スポーツ活動の盛り上げ

- ・ 県民応援チームが実施する街なかでのミニスポーツイベントの開催を支援し、県民がスポーツに触れる機会を創出する。

## 8 来県者へのおもてなし体制の整備

### (1) 安心して観光していただく体制の整備

- ・ 県からホテル・旅館等に非接触型体温計を配布し、感染防止対策を徹底する。
- ・ 宿泊客に発熱等の症状がある場合、ホテル・旅館から新型コロナ総合相談センターに相談し、診療・検査医療機関への送迎などをサポートする。

### (2) 県内主要駅・イベント会場にサーモグラフィを設置

- ・ 体調不良者を早期に発見し、感染拡大を防止する。

## 9 関係機関との連携

### (1) 市町

- ・ 当該市町に対し、適時、感染者に係る必要な情報共有を行い、感染防止対策を全県体制で進める。
- ・ 市町の様々な媒体を活用して「県民行動指針」を周知するなど、県広報への協力を依頼する。
- ・ 施設の開館や主催イベント・行事の開催等については、県と同様の取組みを呼びかける。
- ・ 「新型コロナウイルスに備えた避難所運営の手引き」を作成し、市町向けの研修を開催するとともに、間仕切りなど避難所の感染拡大防止に必要な資機材を備蓄する。

### (2) 公共交通機関

- ・ 公共交通機関に対し感染防止対策の徹底を要請する。
- ・ 利用者への感染防止対策の周知広報を依頼する。
- ・ 公共交通機関を安心して利用してもらうため、事業者の行う感染症対策をPRする。

### (3) 他都道府県

- ・ 感染が拡大した都道府県に対し、職員を派遣し、保健所が行う積極的疫学調査等をサポートする。  
(東京都(令和2年8月)、沖縄県(令和2年8月)、北海道(令和2年11月)、大阪府(令和2年12月)、北海道(令和2年12月)、神奈川県(令和3年1月)、兵庫県(令和3年5月))

## 10 今後の感染防止対策の見直し

今後の感染等の状況に応じ、適時、対策の見直しを図っていく。



## II 医療提供体制の確保

### 1 検査体制の強化

#### (1) 行政検査等の体制整備

- ・ PCR検査機器の増設等により行政検査の体制充実を図るとともに、県内334の医療機関でも検査を行う体制を整備する。
- ・ 医療機関において、ドライブスルー方式の検体採取を実施する。
- ・ 母子感染のリスクを避け、安心して出産できるよう、妊婦のPCR検査を実施する。
- ・ 高齢者福祉施設等に新規で入所（短期入所を含む）する方に対し、嘱託医等の指示により、行政検査を実施する。
- ・ 行政検査にかかる費用および入院時等の医療費を負担する。
- ・ 検査可能件数の状況（緊急最大時）

行政機関	264件/日	(県衛生環境研究センター)
	132件/日	(二州健康福祉センター)
医療機関内PCR検査	1,280件/日	
民間検査機関	1,900件/日	
医療機関内抗原検査	<u>6,680件/日</u>	( <u>334</u> 医療機関)
計	<u>10,256件/日</u>	( <u>R5.2.1</u> 時点)

#### (2) 無料検査の環境整備

- ・ 感染拡大の傾向が見られる場合に、知事の判断により、経済社会活動に際し検査結果通知書を求められた者、感染不安を感じる無症状者に対して無料で抗原定性検査等を行う環境を整備する。

### 2 病床・宿泊施設等の確保

#### (1) 病床の確保

- ・ 確保病床数の状況

感染症指定病院など	<u>405床</u>	<u>36機関</u>
(うち重症患者受入れ	24床	4機関)
臨時の病床	100床	1施設
計	<u>505床</u>	( <u>R5.2.28</u> 時点)

- ・ 感染拡大のフェーズに応じ、段階的に新型コロナウイルス感染症患者用の病床を拡充する。
- ・ 中等症以上の感染症患者に高度な治療を行う専用病床の整備を支援し、医療提供体制を強化する。
- ・ 感染急拡大時に、確保病床や宿泊療養施設を最大限活用しても感染患者

の受入れができない場合、臨時の医療施設を開設する。

## (2) 宿泊療養施設の設置

- ・ 県・市町施設の活用または民間ホテルの借上げなどにより、軽症者または無症状者のための宿泊療養施設を設置する。

(確保の状況)
宿泊療養施設 575床 (R5.2.28時点)
感染症指定病院等の病床との合計確保数 1,080床 (〃)

- ・ 宿泊療養施設の設置に当たっては、感染症の専門家から、患者の導線の確保、食事の提供体制等に対する必要なチェックを受ける。
- ・ 宿泊療養施設の医療的ケアについては、医師による健康管理とともに、看護師が常駐する体制を確保する。さらに入所者の不安を解消するため、臨床心理士の活用などにより、心のケアを行う。
- ・ 食事の手配など運営を担当するスタッフの体制を整えとともに、マスクや長袖ガウンなど必要な防護服を確保する。

## 3 患者の受入れ・搬送体制

### (1) 患者の受入れ

- ・ 患者の症状等のほか、受入れ可能な医療機関の空き病床等の情報を集約・管理する「入院コーディネートセンター」において、患者の重症度に応じた適切な医療機関への入院調整を行う。
- ・ 重症者や重症化のおそれが高い患者については医療機関への入院受入れ、その他の患者については宿泊療養施設や自宅における療養を基本とする。

### (2) 患者の搬送

- ・ 重症患者の病床確保のため、感染症指定医療機関において症状が改善した患者は、一般医療機関や宿泊療養施設に移す。
- ・ 一方、軽症者等が重症化した場合は、感染症指定医療機関に移し、適切な医療を提供する。
- ・ 患者移送は、以下の順序によることを基本とする。

①保健所等が保有する移送車（現在は5台）による搬送
②各消防本部の救急車による搬送
- ・ 患者を安全に搬送するため、感染防止機能を備えた専用車両を整備する。

## 4 医療現場の環境改善

### (1) 医療用物資の確保

- ・ マスク、フェイスシールド、ガウン、手袋および消毒用エタノール等の

医療用物資に不足が生じる場合は、状況に応じ県備蓄や国の緊急配布制度を活用し、必要な物資を確保する。

## (2) 医療従事者に対する支援

- ・ 感染症患者に対応する医療従事者が同居家族等への感染を懸念し帰宅を控える場合に、宿泊料の一部を支援する。
- ・ 医療従事者の心のケアを目的とした電話相談等を実施する。

## 5 保健所の体制強化

### (1) 相談体制の強化

- ・ 受診・相談センターと陽性者・接触者サポートセンターを統合して「新型コロナ総合相談センター」を設置し、有症状者に対する相談体制を強化する。

### (2) 人員体制の拡充

- ・ 県保健師OBや市町保健師に協力を求め、各保健所に配置する。
- ・ 保健所業務のひっ迫を防ぐ観点から、本庁からの応援や人材派遣等により人員体制の拡充を図る。

## 6 国のレベル分類・本県の評価指標

- ・ 国（分科会）が示す「レベル分類」を本県の評価指標に反映し、レベルに応じて注意報・警報等の発令や各種対策を実行する。レベル移行にあたっては、医療への負荷の状況等を総合的に判断する。

【レベル分類と主な対策】

(R4. 11. 28 現在)

国分科会		福井県	
レベル	感染状況	発令	想定される対策 (※)
レベル1 感染小康期	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染者は低位で推移しているか、徐々に増加</li> <li>外来医療、入院医療ともに負荷は小さい (病床使用率 0～30%)</li> </ul>	注意報	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチン接種の推進</li> <li>基本的な感染対策の徹底</li> </ul>
レベル2 感染拡大初期	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染者が急増し、負荷が高まっている</li> <li>病床使用率が上昇 (病床使用率概ね 30～50%)</li> </ul>	警報	(上記に加え) <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者等重症化リスク者の感染対策強化</li> <li>業務継続体制の点検、確保</li> </ul>
レベル3 医療負荷増大期	<ul style="list-style-type: none"> <li>今夏並みかそれを上回る感染者が発生</li> <li>入院患者も増加 (病床使用率・重症病床使用率概ね 50%超)</li> </ul>	特別警報  医療ひっ迫 防止対策 強化宣言	(対策強化宣言の前段として注意喚起を強化) <ul style="list-style-type: none"> <li>混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出を控えるよう要請</li> </ul> (特に大人数での会食や大規模イベントへの参加)
レベル4 医療機能不全期	<ul style="list-style-type: none"> <li>今冬の想定を超える膨大な数の感染者が発生</li> <li>外来に患者が殺到、入院が必要な重症者・中等症患者が著しく増加 (病床使用率・重症病床使用率概ね 80%超)</li> </ul>	医療非常事態宣言	(上記に加え) <ul style="list-style-type: none"> <li>出勤大幅抑制</li> <li>帰省、旅行の自粛要請</li> <li>イベントの延期要請</li> <li>学校行事、部活動の大会の開催方式変更等を含め慎重な対応</li> </ul>

(※) 対策については、感染拡大時に改めて詳細を周知

【本県の評価指標】

(R4. 11. 28 現在)

			レベル1	レベル2	レベル3
			注意報	警報	特別警報
医療提供体制	病床全体	確保病床数の占有率	10%程度	30%程度	50%以上
	うち重症病床	確保病床数の占有率	20%程度	30%程度	50%以上
感染の状況	新規陽性者数 今週/先週比		今週/先週比 1.0 以上で拡大傾向を継続		
(参考)	直近1週間の新規陽性者数 (直近1週間の人口10万人当たり新規陽性者数)		2,500人程度 (330人)	7,500人程度 (980人)	12,500人程度 (1,630人)

7 新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備

- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種に係る県内の流通調整を行う。
- ・ ワクチン接種後の副反応等の相談に対応する相談窓口を設置する。
- ・ 接種を希望される方への接種を加速するため、市町による接種のほか、令和5年3月31日まで県が設置・運営する会場での接種を行う。

- ・ 「ふくい外国人ワクチン接種相談・予約サポートデスク」を開設し、接種券等の理解や予約が困難な外国人を支援するとともに、集団接種会場で意思疎通できない場合の電話通訳を行う。

### Ⅲ 経済雇用対策・生活支援対策

#### 1 事業継続の支援

##### (1) 経営相談の体制強化

- ・ 資金繰り等の相談を受け付ける「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を開設し、中小企業・小規模事業者の経営相談に対応する。

##### (2) テレワーク（在宅勤務）の導入推進

- ・ ふくい産業支援センターの総合相談窓口において、IT分野に強みを持つ中小企業診断士が個別の事業にあわせ、テレワークの導入に関する相談に対応する。

##### (3) 公共料金等の支払い猶予

- ・ 県の工業用水・下水使用料について、納期限の延長（最大3か月）を実施する。
- ・ 自動車税、個人事業税、法人県民税、法人事業税などの県税の納付が困難な方について、納税の猶予等の相談に対応する。

##### (4) 資金繰り対策

- ・ 経営安定資金を継続し、新型コロナウイルス感染症の影響で売上等が20%以上減少した中小企業者の資金繰りを支援する。

経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）
融資枠 36億円
保証料 1/3補給

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響で売上高または利益率が5%以上減少した中小企業者に対して、金融機関による継続的な伴走支援を実施するため、新型コロナウイルス感染症・物価高騰伴走支援資金を継続する。

新型コロナウイルス感染症・物価高騰伴走支援資金
融資枠 150億円
融資限度額 1億円
融資期間 10年以内（据置5年以内）
保証料補給 全額補給

- ・ （独）福祉医療機構の優遇融資の対象とならない新設の医療機関に対して、県独自に利子補給を行い、借入れ負担の軽減を図る。

借入限度額	4,000万円 (30%以上減収している場合は5,000万円)
利子補給率	当初5年間 10/10 6年目以降 利用者負担分0.2%を除く部分(上限2%)
利子補給期間	15年以内

#### (5) 雇用の確保・維持対策

- 企業の雇用維持を応援するため、企業間の雇用シェア(在籍型出向制度)を促進する。

福井県版雇用シェア応援金	
支給額	雇用シェアにより雇用維持を図る送出・受入双方の企業に対し 10万円/人 (産業雇用安定助成金の支給対象者は除く、1事業所5人まで)

- 新型コロナウイルス感染症等の影響により離職を余儀なくされた求職者に対し、職業訓練およびトライアル就労の機会を提供し、成長産業や人手不足分野への労働移動を促進する。

#### (6) 販路確保・需要回復への応援強化

##### ① 中小企業の生産性の向上を支援

- アフターコロナの労働環境変化に対応するため、県内企業による生産性向上につながる設備導入構想やシステム設計費用を支援する。

補助内容	生産工程自動化に関する構想やシステム設計費用
補助率	県1/2
上限額	100万円

## 2 収束後を見据えた取組みへの支援

### (1) 県内観光の推進

- G o T o トラベルキャンペーンの全国一斉停止後、県独自に県民や近隣府県民を対象に旅行代金50%割引(上限5千円~1万円)を行うとともに、県内土産品店や観光施設、タクシー等で利用可能なクーポン券(2,000~3,000円分)を発行し、県内観光需要を喚起してきた。
- 令和4年10月11日からは、国の全国旅行支援開始に合わせて、全国を対象とした旅行代金割引キャンペーンを展開しており、嶺北嶺南またぎの宿泊やシニアの平日宿泊に対する上乘せ策を実施するとともに、家族・グループでの旅行促進を図るため、全国からの県内宿泊旅行や、

県内旅行会社で交通付き宿泊旅行をグループで申し込む場合に、交通専用クーポン（2千円／グループ泊）を追加配布するなど、全国トップクラスの上乗せ策を実施している。

- ・ 合わせて、県内貸切バスを利用した旅行料金の30%を支援する。  
（1台1運行あたり上限4万5千円）
- ・ 原油価格高騰の影響により、経営に大きな影響が生じている交通事業者の燃料価格高騰分に要する経費を支援する。（貸切バス 1.5万円／台  
遊覧船 20万円／艘）
- ・ 新型コロナウイルスの影響により入込減が予想される県内スキー場について、令和4年度は割引対象を県外に拡大し、密を避けるため平日の誘客を促進する。

## （2）消費の喚起

- ・ 県内の小売・サービス業店舗で利用できるデジタルバウチャー（電子クーポン「ふく割」）をスマホに発行し、消費を喚起することにより新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者を支援する。

## （3）在職者のスキルアップ等

- ・ 一時的に企業活動の縮小を余儀なくされた企業が、従業員のスキルアップを図るため、国の雇用調整助成金を活用して行う教育訓練を無料で実施する。  
（雇用調整助成金では、教育訓練を実施した場合には賃金助成のほか、教育訓練費を加算）

## （4）新規取引・新分野展開への支援

### ① 海外の新規取引への支援

- ・ 従来の海外取引先企業との取引が継続困難、またはリスク軽減の観点から、新規取引先の開拓を目指す県内企業に対して、海外の新規取引先や商談相手先企業の信用調査を無料で実施する。

### ② マッチング支援

- ・ オンライン商談会の開催等により、県内大手製造業者の調達先の県内回帰促進や、県内中小企業の新規受注を支援する。

### ③ 越境ECへの参入支援【国際経済課】

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出制限をきっかけとして、世界的にECの利用が増加していることから、県内企業の越境ECを活用した販路開拓を支援する。



### (5) 事業継続力強化計画・事業継続計画（BCP）の策定対策

- ・ 新型コロナウイルスをはじめとする感染症に加え、自然災害など、企業を取り巻く様々なリスクの拡大に対応するため、産業活性化支援資金（BCP対策支援分）の供給やセミナーの開催など、県内企業の事業継続力強化計画等の策定を支援する。

### (6) 県内企業が学生と接する機会の創出

- ・ 企業のPR動画掲載やWEB上で学生のコミュニケーションが可能な情報サイト「291JOBS」への登録数を増やし、学生と接する機会を創出する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の収束状況を見ながら、できるだけ感染リスクを抑えた方法により合同企業説明会、インターンシップ、交流会等を開催する。

## 3 家庭に対する応援

### (1) ひとり親家庭住宅支援資金の貸付

- ・ 児童扶養手当受給者等であって、母子父子自立支援プログラムに沿って自立に向けて意欲的に取り組んでいる方に対し、住居の借上げに必要となる資金を貸し付ける。

(上限480千円/人。1年以内に就職し、1年間の就労継続で償還免除)

### (2) ひとり親家庭への給付金

- ・ 児童扶養手当受給者等に対して給付金を支給する。

支給月	①令和2年8月～	②令和2年12月～
	③令和3年5月～	④令和4年6月～
支給対象	児童扶養手当受給者等	
支給額	①、②1世帯5万円、第2子以降3万円	
	③、④児童一人あたり一律5万円	

## 4 今後の経済雇用対策・生活支援対策の充実

国の緊急経済対策も踏まえ、小規模事業者の事業継続に向けた支援や制度融資の要件緩和など、積極的な財政支援を一層進めていく。そのうえで、収束後には、県内の景気回復に向けた対策を全力で実施していく。

## 県民行動指針 Ver.42

県民のみなさまには、新型コロナウイルス感染防止のため、以下のことをお願いいたします。

福井県知事 杉本 達治

### 【県民のみなさまへ】

#### 1 換気や手洗いなど基本的な習慣を

- こまめに換気しましょう。(毎時2回以上、1回あたり数分間全開に)
- 人との間隔を取りましょう(最低1m)。
- 帰宅後、食事前には、手を洗いましょう。  
また、「目」、「鼻の穴」、「口」は安易に触らないようにしましょう。

#### 2 感染リスクを下げて

- マスクの着脱は、屋内・屋外を問わず個人が感染リスクを踏まえ、判断しましょう。
- 重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、施設や事業者からマスク着用を求められた場合などは、協力しましょう。  
例)・医療機関を受診するとき  
・医療機関や高齢者施設を訪問するとき  
・混雑した電車やバスに乗車するとき  
・店舗など施設の利用やイベントに参加するとき
- 周囲へ感染を広げないため、症状のある方など(※)は外出を控え、通院等でやむを得ず外出する場合は人混みを避け、マスクを着用しましょう。  
※新型コロナ検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方
- 「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」という3つの条件(三つの密)を避けましょう。
- 高齢者や基礎疾患のある方は、流行状況に応じて、外出時は人混みを避け、マスクを着用するなど、自分を守る行動をとりましょう。
- 飲食で店舗を利用する場合は、「ふくい安全・安心認証店」を選びましょう。飲食以外で店舗を利用するときには「感染防止徹底宣言」ステッカーが掲示されていることを確認し、掲示されていない場合は利用を控えましょう。

### 3 体調管理の徹底

- 検温など家族全員が体調管理を心がけ、体調不良の場合は、出勤・登校を控えましょう。
- 発熱等の症状がある場合は、かかりつけ医・最寄りの医療機関に電話で相談しましょう。  
かかりつけ医を持たない場合や、受診先に迷う場合は、新型コロナ総合相談センター（0570-051-280）に電話で相談しましょう。

#### 【事業者等のみなさまへ】

#### 4 安心できる職場や店舗等に

- 業種別ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言」ステッカーを掲示しましょう。
- 喫煙所や更衣室、社員食堂を含め、職場内において三つの密をつくらないようにしましょう。
- テレワーク、シフト制の導入や、出張はオンラインで代替するなど、働き方を見直しましょう。
- 体調不良の人が気兼ねなく休める職場の雰囲気を作りましょう。

#### 【県民・事業者等のみなさまへ】

#### 5 誹謗中傷や差別的行為はしない

- マスク着脱についての個人の判断を尊重し、着脱を強いることがないよう配慮しましょう。
- 感染者・濃厚接触者や医療従事者ならびにその家族や関係者等に対して、誹謗中傷や差別的行為は絶対にしないようにしましょう。
- 新型コロナワクチンについて、周りの人に接種を強要したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることがないようにしましょう。

#### 参考

【福井県ホームページ】 県民の皆様へのお知らせ

[https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/kansensyo-yobousessyu/corona\\_ver2\\_2.html](https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/kansensyo-yobousessyu/corona_ver2_2.html)

【内閣府ホームページ】 感染拡大防止に向けた取組

<https://corona.go.jp/proposal/>

## 新型コロナウイルス感染症に関する県内の各種相談窓口一覧

分野	相談内容・支援内容など	担当部署・窓口	連絡先 (電話番号)
総合	どの窓口に相談したらよいか分からない場合	広報広聴課	0776-20-0250
感染症	<b>【新型コロナ総合相談センター】</b> 新型コロナウイルス感染症に関する一般相談、発熱や咳などの症状がある方からの相談、陽性者登録に関する相談	保健予防課	0570-051-280
ワクチン	<b>【コロナワクチン接種相談センター】</b> 新型コロナワクチンに関する、基礎疾患や副反応など医学的知見が必要となることについての相談	保健予防課	0776-20-2210
	<b>【ふくい外国人新型コロナワクチン接種相談・予約サポートデスク】</b> 接種券の理解や予約に関すること、集団接種会場で意思疎通が困難な場合の電話通訳	国際経済課	福井 0776-88-0062 嶺南 0770-21-3455
企業	<b>【新型コロナウイルスに関する経営相談窓口】</b> 中小企業・小規模事業者の資金繰り等に関すること	創業・経営課 ※ 各商工会議所、商工会連合会等でも相談窓口を開設しています	0776-20-0373
農林漁業者	農林漁業者の資金繰り等に関すること	農業 園芸振興課 ※ 各農林総合事務所、嶺南振興局でも相談を受け付けます	0776-20-0427
		水産業 水産課 ※ 嶺南振興局でも相談を受け付けます	0776-20-0437
		林業 県産材活用課 ※ 各農林総合事務所、嶺南振興局でも相談を受け付けます	0776-20-0448
		畜産業 中山間農業・畜産課 ※ 各農林総合事務所、嶺南振興局でも相談を受け付けます	0776-20-0439
税金	県税の納税等に関すること	管轄地域 嶺北地域	福井県税事務所 0776-21-0011 ~0015
		嶺南地域	嶺南振興局税務部 0770-56-2222
福祉	<b>【新型コロナウイルス感染症ホットライン】</b> 高齢者施設、障がい者施設、児童福祉施設の利用者・家族への施設利用に係る不安等に関すること	長寿福祉課、障がい福祉課、児童家庭課	0776-20-0712
	<b>【こころの電話相談】</b> 新型コロナウイルス感染症に伴うこころの相談	ホッとサポートふくい(福井県総合福祉相談所)	0776-26-4400

※ その他の相談窓口については、福井県HPのトップページまたは下記URLからご覧いただけます。

[https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kouho/navi\\_d/fil/coronasoudan.pdf](https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kouho/navi_d/fil/coronasoudan.pdf)

